

茨城県公益通報制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、茨城県において、県になされた公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づく公益通報に係る取扱い手続等について定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、事業者の法令遵守（コンプライアンス）を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、公益通報者保護法において使用する用語の例による。

(公益通報・相談窓口)

第3条 公益通報に係る事務を処理するため、総務部出資団体指導・行政監察室（以下「行政監察担当」という。）に、公益通報・相談窓口を設置する。

(公益通報の受付と教示)

第4条 行政監察担当は、公益通報を受け付けたときは、その内容を聴取する等により、当該公益通報の趣旨の確認に努めるとともに、公益通報者の秘密は保持されることを公益通報者に対し説明するものとする。

2 行政監察担当は、受け付けた公益通報について処分又は勧告等の権限を有する機関（以下「処分等機関」という。）に連絡するものとする。

3 処分等機関は、公益通報者から公益通報を直接受け付けたときは、その内容を聴取する等により、当該公益通報の趣旨の確認に努めるとともに、公益通報者の秘密は保持されることを公益通報者に対し説明するものとする。

4 行政監察担当及び処分等機関は、当該通報対象事実について、県が処分又は勧告等の権限を有しないときは、権限を有する行政機関を、公益通報者に対し、遅滞なく連絡するものとする。

(公益通報の調査)

第5条 処分等機関は、公益通報者の秘密を守るため、関係事業者が公益通報者が特定されないよう十分に配慮しつつ必要な調査を行うものとする。

(調査開始等の通知)

第6条 処分等機関は、前条の調査を開始したときは調査を開始した旨を、調査を要しないこととなったときは調査を要しない旨及びその理由を、公益通報者に通知するとともに行政監察担当に連絡するものとする。

2 前項の規定による通知及び連絡は、行政監察担当又は処分等機関が公益通報を受け付けてから20日以内にするよう努めるものとする。

3 処分等機関は、調査の進捗状況及び調査結果について、公益通報者に遅滞なく通知するとともに行政監察担当に連絡するものとする。

(措置)

第7条 処分等機関は、調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、事業者

対し、速やかに、公益通報者保護法第10条第1項の規定による法令に基づく措置
その他適切な措置（以下「措置」という。）を講じなければならない。

（公益通報者への措置の通知）

第8条 処分等機関は、前条の措置を講じたときは、速やかに公益通報者に通知する
とともに行政監察担当に連絡するものとする。

2 前項の規定は、調査の結果、公益通報された事実がなかった場合又は措置を講ず
る必要がなかった場合に準用する。この場合においては、その理由も併せて通知及
び連絡するものとする。

（処理期間）

第9条 処分等機関は、当該公益通報の調査結果を得るために必要と見込まれる期間
を、公益通報者に対し、遅滞なく通知するよう努めるものとする。

（秘密保持の徹底）

第10条 行政監察担当及び処分等機関の職員は、公益通報に関してその職務上知り
得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（利益相反関係の排除）

第11条 行政監察担当及び処分等機関の職員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶
者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の
従事する業務に直接の利害関係のある事件については、関与してはならない。

（運用状況の公表）

第12条 行政監察担当は、通報の件数、内容等について、毎年度その概要を公表す
るものとする。ただし、氏名等公益通報者が特定できる情報は公表しないものとし
る。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、公益通報に関して必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

(参考様式)

公益通報書

1 公益通報者

氏名		記入期日	年 月 日
区分 (該当に○印)	①労働者 ②労働者であった者 (退職後1年以内) ③事業に従事する役員 ④その他 ()		
所属 (労務提供先)			
メールアドレス			
連絡先電話	(職場・自宅・携帯) : 都合の良い時間帯等 :		
連絡先FAX	(職場・自宅) : 都合の良い時間帯等 :		

2 通報する内容

件名	
法令違反行為等の概要	いつ
	どこの誰が
	どこで 何のために
	何を どんなときに
証拠等	何に反しているのか
	証拠となる資料 (調査すべき資料)
	それを知った経緯
	他にそれを知っている人

- この公益通報書は、次に該当するものがあつたときに使用してください。
 - ・公益通報者保護法が対象とする法律に違反する行為
- 公益通報者は、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的で通報してはなりません。また、客観的事実に基づき、誠実に通報し、通報に基づき行われる調査に協力しなければなりません。証拠等の客観的に事実が説明できる資料がある場合は必ず添付してください。
- 公益通報者の氏名等は公にされず、不利益な取扱いは禁止されますので、実名により通報してください。なお、通報者本人が労働者等であることを証する書面 (職員証、健康保険証等の写し) 及び本人であることを証する書面 (運転免許証等の写し) を提出してください。
- この様式で足りない場合は、任意に用紙を足してください。